

厚生労働大臣 田村 憲久 様

要 望 書

茨城県市議会議長会

茨城県市議会議長会は、平成26年1月23日の定例会において、「地域医療体制の再生に関する要望決議」を別紙のとおり決議いたしましたので、趣旨を御理解のうえ、その実現方について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年2月6日

茨城県市議会議長会 会長 田口 文明

地域医療体制の再生に関する要望決議

医療の高度化、専門化など、医師を取り巻く環境が大きく変化する中、医師の絶対数の不足に加え、医師の地域偏在や診療科偏在などにより、全国的に医師不足が一層深刻なものとなっている。

こうした中、茨城県の医師数は、人口10万人に対し、175.7人であり、全国平均の237.8人を大きく下回り、都道府県中下から2番目の厳しい医師不足の状況にある。(本要望決議中「人口10万人に対する医師数」はいずれも「厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査(平成24年)」による。)

とりわけ、県内9つの二次保健医療圏のうち3つの圏域においては、人口10万人に対する医師数が全国平均の半分以下にとどまっている状況であり、医師不足による地域医療崩壊の危機に直面している。

そのような中、平成25年には、地域周産期母子医療センターに位置づけられた医療機関において分娩予約を一時休止する事態が生じるなど、産婦人科医・産科医の確保が一層の課題となっているほか、小児科医についても、15歳未満人口10万人に対する医師数が71.9人と全国平均の98.7人を大きく下回るなど、少子化対策が強く求められる中、不足診療科の医師確保は特に喫緊の課題となっている。

さらに、超高齢社会の到来などに伴う在宅医療や地域の中小病院等の医療提供体制を担う医師の確保を図っていくことも必要となっており、医師確保、地域偏在解消の対応が求められている。

これらの状況を改善すべく、国においては、医学部入学定員の増員等の医師確保対策や自治体・医療現場における地域医療再生に向けた取り組みを推進しているところであり、県内においても、茨城県保健医療計画や茨城県地域医療再生計画に基づく茨城県の取り組みを初め、各地域において大学、医療機関及び自治体が連携して医師確保に向けた取り組みを進めているところであるが、依然として地域の医師不足の抜本的解決には至らず、地域住民は、医療体制への不安を抱えながら生活を送っている状況にある。

よって、国においては、医師の養成に多額の公費負担が行われている現状や医師に求められている公的責務などを踏まえ、医師臨床研修制度において、一定の期間、地域医療に従事する期間を設けることや、地域間や診療科間の偏在を是正するため、国が地域医療への従事義務を課す等の法制化を行うなど、より実効性のある具体的な対策に取り組むとともに、地域医療の再生のための総合的な政策の確立及び医師不足の抜本的な解消を図るよう強く要望する。

上記決議する。

平成26年1月23日

茨城県市議会議長会